

連載 千座の置き戸（ちくらのおきど）

第二百三十七回 真正護憲論のあゆみ（その二十七）

南出喜久治（令和6年2月1日記す）

かがみにて なほまがあかし ききさばき たまでつつみて つるぎでわかつ  
(鏡にて直禍明かし效裁き(真正護憲論)勾玉で包みて(講和條約説)剣で辨つ(無効宣言、破棄通告))

占領憲法が憲法的条約に転換して追認されたとしても、対内的（国内的）関係において、その国法秩序の体系上の位置付けは、どのように評価しうるのかについては、より根本的には、国際法（条約）と国内法との法規範秩序の相互関係について、いはゆる「一元論」と「二元論」との対立と、憲法と条約との関係における「憲法優位説」と「条約優位説」との対立とをふまへて検討する必要があります。そこで、次にこれらの点についての見解を述べます。

国際社会には、多数の主権国家が存在し、さらに、その主権国家相互間の関係が現存するために、主権国家内の法規範である「国内法」と主権国家相互間の対外的な「国際法」との二つの概念を認めることができます。さうであれば、国際法と国内法とは、その法規範が妥当する当事国の範囲と規律事項等の守備範囲が原則的に異なるものですから、単純な「一元論」は説得力を持たないのです。しかし、国際法規範、とりわけ「条約及び確立された国際法規」（占領憲法第98条第2項）の中には、単に当該条約の内容と同一の国内法の制定を間接的に義務付けることになるとまらず、当該国家主権を制限し直接的に国内法的効力を有するものも存在しうるのです。特に、戦争終結処理に関する戦勝国と敗戦国との条約においては、いはば「内政干渉的な条約」の締結は必然であつて、このやうな場合は、むしろ、対外的（国際的）にも対内的（国内的）にも同時に且つ一元的に効力を有する「条約」が締結されることになるのが一般です。まさに、ポツダム宣言受諾から講和条約（桑港条約）を締結するまでの降伏条約群の中間に位置する占領憲法という名の条約（東京条約）がその典型例なのです。

いはば、占領憲法は、対外的には「降伏条約」であり、国内的には「占領統治基本法」としての二面性を持つてゐたことになります。しかし、一般にはそのやうな条約は少なく、その意味で原則的には「二元論」が正当です。

「世界国家連邦」が実現してゐない現在の国際社会にあっては、当然に主権国家の独立と安全とが維持されなければなりませんが、国際協調のために努力することは主権国家の

責務でもあります。ところで、主権国家の存立基盤は、その憲法の根本規範であるから、たとへ「確立された国際法規」であつても、根本規範部分より優位となることはありえません。但し、帝國憲法第13条の講和大権の発動により、通常の憲法律（憲法規範）に優位する「降伏条約群」（憲法的条約）が認められることになります。

これに対し、「条約及び確立された国際法規」は、通常の憲法律に優位するとの見解があります。

しかし、「確立された国際法規」の概念は、極めて不明確であり、これを厳格な通常の憲法律より優位に置くことはできません。また、一般的の「条約」は、その締結手続が通常の憲法律の改正よりも簡易であることから、憲法に優位する地位に置くことはできないのです。

講和条約（桑港条約）及び旧安保条約の同時締結と引換に、日本は独立を回復しました。非独立の占領時代は、ポツダム宣言受諾時の昭和20年8月14日から講和条約公布時の同27年4月28日までの約7年間に及びました。

この講和条約の目的は、第一には、日本の独立（主権）の回復であり、第二には、日本の自衛権及び自衛軍（国防軍）を肯定することにあります。つまり、日本に主権国家の指標ともいふべき自衛権及び自衛軍（国軍）保持を承認することによって真の意味での独立を付与したのです。もつとも、日本の統治権が及ぶ領土の範囲については、北方領土がソ連によって侵奪されたままであり、かつ、講和条約第3条により、琉球諸島を含む北緯29度以南の南西諸島などの施政権はアメリカに帰属する信託統治下におかれたため、完全な独立とは言へないものでしたが、これも講和大権に基づく憲法的条約の一つである「独立回復条約」です。この講和条約は、ポツダム宣言の受諾と降伏文書の調印、並びに占領憲法と共に、講和大権に基づく憲法的条約として一連の「降伏条約群」を構成してゐるのです。

連合国は、ヤルタ・ポツダム体制を固定化するため、日本がポツダム宣言を受諾する直前の昭和20年6月2日、国際連合を設立して常任理事国に就任したので、これら一連の降伏条約群の当事国の地位は、実質的には国連が承継することになります。そして、この講和条約と同時に（講和条約締結の条件として）締結された旧安保条約によって、この講和条約の意義はさらに鮮明となりました。これは、日本国内及びその附近にアメリカ軍の配備を許与する内容（具体的には米軍基地提供）の軍事同盟であり、同日に吉田茂内閣総理大臣とアメリカのアチソン国務長官との間で交はされた「吉田・アチソン交換公文」に、講和条約と旧日米安全保障条約が締結された真の目的が確認されてゐます。

それは、言ふまでもなく、いはゆる朝鮮戦争の勃発と東西冷戦構造の定着化等の国際情勢の変化により、アメリカとしては、日本に再軍備させる必要が生じたためであつて、占領憲法第9条第2項を名実ともに変質させることに第一次的な意義と目的がありました。ヤルタ協定とポツダム宣言から占領憲法制定に至るまでの連合国的主要な対日政策は、「再軍備を為すことを得しむるが如き産業」をも禁止して（ポツダム宣言第11項）、非工業化政策を推進し、日本を弱体化させることにありました。しかし、朝鮮戦争が勃発したことにより、日本を防共の堡壘とするために、従来までの対日政策を放棄して軍備について全面解除したのです。

しかし、アメリカは、これを公式に表明することはせずに、警察予備隊といふ組織させ、自衛隊といふ軍隊を組織させて、占領憲法第9条をなし崩し的に解釈改憲といふ手法により、アメリカ主導による安保体制と憲法体制といふ二律背反の状態で現在に至つてゐるのです。